

## 今週の言葉

### 短期大学の皆さんへ



短期大学部キャリアサポート部長 桐村ます美

「食べることは生きること」です。ヒトは生まれてすぐに母親のお乳を口に、そして一生の最後には親しき人たちが口に水を含ませます。人生は「口に食べ物を含む」行為から始まり終わると言っても過言ではありません。生きていく上で食べることは欠くことのできない重要な行為なのです。

栄養士は病院・保育園・学校・産業給食・福祉施設・行政関係等において、赤ちゃんから要介護の高齢者まで、「食のプロ」として幅広いニーズに対応していく職業です。多くの先輩がこの学び舎を巣立ち、福知山およびその周辺地域の施設に栄養士や調理員として勤務されています。市内の主たる病院や介護施設、保育園、学校給食センターなどに在職し、皆さん方学生の校外実習を快く引き受け、熱心に指導していただいています。卒業生が自分の職場に、後輩である在学学生を栄養士として推薦し入職させてくれた例も数多く見てきました。

実社会においては人間関係に悩んだり、残業に追われ苦労している卒業生もたくさんいます。短期大学の専門科目ではグループ学習が多くなり、人間関係に悩むことがよくあります。多様な観点から考察する能力と自分の考えを相手が理解できるように伝える能力、また食い違う意見がある場合には相違点を見極めて双方を客観的に見られるようになれば、様々な相手と円滑な人間関係を構築する力になります。社会には性別や年齢、能力、過ごしてきた環境の異なる人々がいて、それぞれ考え方や表現方法も異なります。そのような環境の中で、目的達成に向けてお互いに協力し合い作業を進めていかなければなりません。

人の命をあずかる「栄養士」の資格取得を目指していることに誇りを持ち、日々の学業に励んで下さい。あなた方の周りには多くの先輩たちが見守ってくれています。夢の実現に向け自信を持って向かってください。短期大学の教員は皆さんの夢の実現に向けてみんなで応援しています。

### 内定と内々定と内々々定（再掲）

先週号で、現時点での「内定」は、口約束程度の「内々々定」であり、取り消しも在り得るよ！と、折角「内定」をいただいてホッとしている皆さんに、水をかけるような不安な話をしてしまって、「今もらっている「内定」は、本当のものではないのですか？」という質問もありました。誤解のないように、もう一度「内定」について解説しておきます。

もともと学生の就職活動に対する正式の採用通知＝「内定」は、卒業年次の10月1日以降という取り決めがありました。さらに採用試験は、卒業年次の4月1日以降という取り決めでした。（通称：就職協定）ところが、どの企業も優秀な学生確保のために、この協定を守らず、就職情報を出す時期を卒業前年次（3回生）に実施したため（いわゆる青田買いというものです。）、3回生で「内々定」をもらう学生が続出しました。そのため、就職情報を出す時期（いわゆる就活解禁日）を10月1日以降としたり、12月1日以降にしたりしましたが、学生側も早く決めたいとの焦りもあり、一向に改善されませんでした。

また、「学生の本分である勉学に専念させよ」という政府の要請を受け、日本経団連は、「採用選考に関する企業の倫理憲章」（これまでの就職協定に代わるものです。）の指針の中で、**H26より、就職解禁日を3月1日とし、選考開始時期を8月1日以降と決めたのです。**

しかし、すべての企業が経団連に加盟しているわけではありません。外資系企業やIT系産業、中小企業などは申し合わせ事項を承知しながら、フライング気味に採用選考を進めています。ですから、今もらっている「内定」は、この指針に従えば、「内々々定」ということになり、8月1日以降の選考開始後に出されるのが、従来の「内々定」。そして10月1日以降に正式の「内定」ということになります。

因みに、10月1日以降に出される「内定通知」は、「始期付解約権留保付労働契約」と呼ばれ、法的に拘束力を持ち、これ以降は簡単に取り消しができなくなります。これが現在の「内定」は口約束程度のものと申し上げた所以です。（いささかくどくなりました。深謝。）

就活は、まだまだ続きます。頑張り就活生！！